

事務連絡  
令和3年4月2日

各都道府県  
財政担当課  
市町村担当課  
地方創生担当課  
新型コロナウイルス感染症対策担当課

御中

内閣府地方創生推進室  
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

## 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における 「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について」（令和3年4月1日付事務連絡。以下「4月1日付事務連絡」という。）において営業時間短縮要請に係る協力金等の取扱いをご連絡していたところですが、即時対応特定経費交付金の取扱いについて、ゴールデンウィークまでの間、飲食店の営業時間短縮要請の取組みに万全を期すため、令和3年5月5日まで、下記の通りとすることとしましたのでお知らせします。

なお、4月1日付事務連絡及び本事務連絡を受けた改正版の制度要綱等の詳細な資料は、近日中に別途通知します。各都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に係る協力金について

4月1日付事務連絡において、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置として営業時間短縮要請を行った場合の協力金に係る即時対応特定経費交付金について、令和3年4月21日まで適用があるものとしていたところですが、この点を、令和3年5月5日まで適用があるものとします。

また、その計算方法として、令和3年3月24日付「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要領」32頁における「A：協力要請推進枠交付金の交付限度額」については「対象者数×対象者が要請等に応じた日数×4万円×0.8」として計算することとしていたところですが、この点を、「協力要請推進枠交付金の交付限度額」として計算することとします。

## 2 その他地域における営業時間短縮要請に係る協力金について

4月1日付事務連絡において、その他地域における営業時間短縮要請に係る協力金については、協力要請推進枠に係る経過措置（令和3年3月22日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の緊急事態措置の終了に伴う経過措置等について」1参照）を令和3年5月5日まで延長することとしていたところですが、これに合わせ、即時対応特定経費交付金について、令和3年5月5日まで適用があるものとします。

(照会先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

時短協力金担当 高橋・田畑・遠藤・佐藤

直通 03(6257)3086

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 佐藤・中山・上坂・大矢・須田・福田

直通 03(5501)1752